

公益財団法人がんの子どもを守る会公益通報制度に関する規程

第1条（目的）

当規程は、公益財団法人がんの子どもを守る会（以下「当会」という）において、「法令及公益財団法人としての倫理に反する行為」（以下「コンプライアンス違反行為」という）があった場合、当会は速やかにその事実を認識し、適正な是正措置を講ずるとともに、コンプライアンス違反行為を通報した者の保護を図る見地から公益通報制度を設け、もってコンプライアンスの強化に資することを目的とする。

第2条（対象者）

当規程を利用できるものは、当会役員、当会職員（以下、「役職員等」という。）とする。

第3条（コンプライアンス違反行為）

本規程が対象とするコンプライアンス違反行為とは、以下に掲げるものに対する違法行為及び各行為の隠蔽ならびに証拠隠滅等の行為である。

- ① 法令、規則、条例、通達及びこれらに準ずるもの
- ② 当会の定款、就業規則、その他当会内規程・規定等
- ③ 社会通念や倫理規範等で、それに反すると社会から非難を受けるおそれがあるもの

第4条（通報）

役職員は、前条に掲げた各行為について、次条に定める通報先に通報することができる。ただし、訴訟、調停、仲裁、あっせん等、既に他の紛争処理手続きの申し立てがなされているものを除く。

第5条（通報窓口）

当会は通報先として、当会内及び当会外に窓口を設置する。当会内窓口は、コンプライアンス・利益相反委員会事務局とする。当会外窓口は、別紙の通り（以下「当会外窓口担当」という）とする。但し、当会外窓口は、コンプライアンス・利益相反委員会への仲介のみを行うものとし、独自に調査等を行わないものとする。

第6条（通報の方法と乱用防止）

1. 通報者は、当会内窓口又は当会外窓口に通報を行う場合には、自らの氏名、当会での所属部署、連絡先（以下「属性情報」という）を明らかにして通報を行うものとする。匿名の通報は受け付けない。
2. 通報は、原則として、電子メールの送信によって行う。当会内窓口、当会外窓口担当のメールアドレスは、別紙の通りとする。

3. 通報者が当会外窓口を利用して通報を行う場合、自らの属性情報を当会に通知しないよう、当会外窓口担当に求めることができる。(以下「匿名情報」という)。この場合には、当会外窓口担当は、通報者の同意を得ることなく属性情報をコンプライアンス・利益相反委員会事務局に通知してはならない。
4. 通報は、第3条に定めるコンプライアンス違反行為に関して客観的で合理的根拠に基づくものに限る。虚偽の通報、個人的な利益を図るための通報及び特定の個人や組織に対する誹謗中傷を行ってはならない。

第7条（通報受領等の通知）

1. コンプライアンス・利益相反委員会事務局は、通報者に対し、通報を受領した旨を速やかに通知する。その上で同通知から20日以内に、コンプライアンス違反行為に関する調査を行う旨を、又は、当該通報が第3条に定める要件を満たしていないことが明白な場合、当該調査を行わない旨を報告者に通知する。
2. 前条第3項による匿名通報の場合は、コンプライアンス・利益相反委員会事務局は、当会外窓口担当経由で通報者に前項の各通知を行う。

第8条（調査）

1. 当会窓口または当会外窓口に対する通報の内容（第6条第3項による匿名通報の場合には通報者の属性情報は除く）は、コンプライアンス・利益相反委員会事務局に集約し、コンプライアンス・利益相反委員会は公正かつ公平に調査する。
2. 調査に従事する者は、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しなければならない。
3. 第6条第3項による匿名通報の場合でも、調査に必要であると判断し、かつ、通報者の同意を得られた場合に限り、当会外担当者は通報者の属性情報をコンプライアンス・利益相反委員会事務局に開示することができる。

第9条（調査状況等の通知）

1. コンプライアンス・利益相反委員会事務局は、通報者の求めがあれば、調査に支障のない限り、調査方法や進行状況等を通報者に通知する。
2. コンプライアンス・利益相反委員会事務局は、調査を終えたときは速やかにその結果を、また次条に定める措置を取った場合は、その旨を通報者に通知する。
3. 第6条第3項による匿名通報の場合は、コンプライアンス・利益相反委員会事務局は、当会外窓口担当経由で通報者に前第2項の通知を行う。

第10条（調査結果に基づく対応）

1. 調査結果（但し、第6条第3項による匿名通報の場合には通報者の属性情報は除く）

は、すべてコンプライアンス・利益相反委員会を通じて、当会の理事会に報告する。当会理事長は必要に応じて業務執行の是正や処罰等の措置をとるとともに、コンプライアンス違反行為が悪質な場合には、刑事告発等の手続きを行う。なお、コンプライアンス・利益相反委員会は、上記の経緯を必要に応じて理事会や評議員会にも報告する。

2. 通報者が通報にかかるコンプライアンス違法行為に関与していた場合、当会は自ら通報した事実を斟酌し、当該通報者に対する処罰等を軽減することができる。

第 11 条（協力義務）

役員等は、コンプライアンス・利益相反委員会、あるいはコンプライアンス・利益相反委員会事務局の要請を受けた場合、コンプライアンス違反行為に関する調査に積極的に協力しなければならない。

第 12 条（守秘義務等）

1. コンプライアンス・利益相反委員会委員、同事務局員、当会外窓口担当者、その他個別の情報に関連したすべての者（通報者は除く。以下「情報に関係した者」という）は、通報者の情報、通報内容、調査結果その他当該情報に関する情報（以下「通報に関する情報」という）を秘密として保持し、第三者に開示してはならない。但し、法令に基づき開示する場合、第 8 条に定める調査に必要な場合、第 10 条に定める報告等を行う場合はこの限りではない。
2. 役員等は、通報に関係した者に対して、通報に関する情報の開示を求めてはならず、開示するように働きかけてはならない。
3. 通報に関係した者は、通報者の属性情報、調査の過程で収集した書類、調査内容及びその結果等、通報にかかわる記録類を機密情報として保管しなければならない。
4. 第 1 項但書にかかわらず、当会外窓口担当は、第 6 条第 3 項による匿名通報の場合の通報者の属性情報については、法令に基づく開示の要請がある場合を除き、通報者の同意なく、通報に関係した者をはじめとする第三者に開示しない。

第 13 条（通報者の守秘義務等）

1. 通報者は、コンプライアンス・利益相反委員会事務局から第 7 条第 1 項の当該調査を行わない旨の通知または第 9 条第 2 項に定める調査結果の通知を受けるまでの間は、通報の事実と内容、及び第 7 条第 1 項、第 9 条第 1 項に定める通知の事実と内容を第三者に開示してはならない。但し、法令に基づき開示する場合、コンプライアンス・利益相反委員会事務局から第 7 条 1 項に定める通知がない場合、同委員会が正当な理由なく調査に着手しない場合、その他正当な理由に基づき開示する場合は、その限りではない。

2. 通報者は、コンプライアンス・利益相反委員会事務局から第7条第1項の調査を行わない旨の通知または第9条第2項に定める調査結果の通知を受けた後でも、通報の内容、第7条第1項の定める通知等の内容を第三者に開示してはならない。ただし、法令に基づき開示する場合、その他正当な理由に基づき開示する場合は、その限りではない。

第14条（不利益取り扱いの禁止）

当会は、通報者に対し、通報したことを理由に、解雇・減給等の懲戒処分、差別的処遇、人事考課への悪影響等、通報者の不利益になる取り扱いをしてはならない。

第15条（違反行為に対する処分）

当会は、第6条第4項、第12条、第14条に違反した者を、処罰等の対象とすることができる。

第16条（改廃）

当規程の改廃は理事会が行う。

付則

本規程は、2020年6月7日から施行する。